

なお、前者には後見（後見人）、保佐（保佐人）、補助（補助人）、後者には、任意後見契約（任意後見人）と、それぞれに応じたしくみがあります。

後見人の権限としては、本人が行う法律行為を事前にチェックする『同意権』、本人が自ら行った不利益な法律行為を事後的に取り消す、無理由、無条件の『取消権』、本人に代わって法律行為を行う『代理権』があります。ただし、任意後見人には、取消権が無いので代わりに任意後見監督人が行います。主として後見人の業務は、大きく二つに分かれます。

一つ目は本人に属する財産の管理を目的とする法律行為、事務を行う『財産管理』です。例えば、預貯金や年金の収入、利用施設への支払い等を含めた収支管理です。

二つ目は本人の意思を尊重し、心身の状態、生産面を配慮して、生活または療養看護に関する法律行為、事務を行う『身上監護（監護という言葉は重苦しいので保護とも呼ばれているそうです。）』これも例えると施設入所、福祉サービスの利用、入院をする際の様々な契約等です。しかし、医療同意や保証人の契約はできません。もし、その場に直面したら、医師の説明を十分に聞き、その後、医師の診断に任せると伝えるそうです。数ある契約書の中には、保証人という三文字が記載されている欄があるので、誤って契約書にある保証人にならないよう注意が必要だそうです。

そして、後見活動をしていく中で、本人が亡くなることによって後見人の権限は消滅します。しかし、すぐに終了するのではなく、埋葬の契約、医療費、入院費及び公共料金の支払い等、家庭裁判所への終了報告、相続人への引継ぎが済んでから終了ということなので、本当に大変な業務だと感じました。

一番興味のある話は、後見人の報酬です。本人の収入や資産から家庭裁判所が決定するというので、大体、2～3万円だそうです。本人が支払えないような金額は設定されないそうです。この後、申し立て手続きに関しての説明もありました。

【会員向け学習会 風景】



加えて、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の説明と成年後見制度との相違点もわかりやすく説明していただきました。

最後に、市民後見人の養成と活動支援についても、DVDを利用してお話いただいて、出席者の方々の活発な質疑応答にも事細かに対応していただきました。講師からも「知的障がい者のご家族の様々な思いや考え方がよく伝わって勉強になりました。ありがとうございました。」と敬意を表していただき、今回の学習会はお互いにとって大変有意義だったのではないかと強く感じました。



大阪市育成会会員だより

《3月支部連絡会についてお知らせ》

- ・日 時：3月19日（木）13：00～
- ・場 所：社会福祉センター 301会議室

※「支部連絡会&茶話会」として開催します。

《ご報告》

『令和元年台風15号・九州北部水害・台風19号・大規模激甚災害』義援金の結果

- ・受付期間：令和元年10月17日～12月19日
- ・合計金額：751,000円

ご協力いただき、ありがとうございました。お預りいたしました義援金については、全国手をつなぐ育成会連合会へ令和元年12月27日付で、送金させていただきました。

活動報告（1月16日から2月15日まで）

活動日	内容
1/17	大阪知的障がい者スポーツ協会 総会 (大阪市立社会福祉センター)
1/19	エル・チャレンジ新春ボウリング大会 (心斎橋サンボウル)
1/25	全国事業所協議会 全国研修大会 (静岡商工会議所)
2/3	近畿ブロック役員会 (大阪手をつなぐ育成会)
2/10	障がい理解講座『みんなちがって みんないい』(2/22) 打合せ会議 (大阪市立社会福祉センター)
2/12	全国手をつなぐ育成会連合会 総会 (東京 八重洲)